

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
池田警察署	<p>所属は、職員が提出した通勤届に、支給要件を満たさない交通用具（自転車）の使用が含まれていたが、誤って認定したために通勤手当支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="451 583 1389 772"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和2年3月から 令和3年3月まで</td> <td>159,060円</td> <td>133,060円</td> <td>26,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	令和2年3月から 令和3年3月まで	159,060円	133,060円	26,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (併用者の区分及び支給額) 第6条の3 条例第14条第2項第3号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 条例第14条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員(その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているものであるものを除く。)及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額</p>	<p>当該職員については、適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。また、過払いとなっていた通勤手当については、戻入を行った。</p> <p>検出事項が発生した原因については、届出内容に通勤手当支給要件を満たさない交通用具が含まれていることを把握していたが、認定時に処理を誤ったことによるものである。</p> <p>今後は、同種の誤りを繰り返さないよう、署員に通勤認定の要件等について徹底するとともに、経路による運賃等を担当者任せにせず、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な認定を行う。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額									
A	令和2年3月から 令和3年3月まで	159,060円	133,060円	26,000円									